

平成22年第 3 回基山町議会（定例会）会議録（第 6 日）								
招集年月日	平成22年 9 月10日							
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及 び 宣 告	開会	平成22年 9 月27日		13時 33分	議 長	酒 井 恵 明		
	閉会	平成22年 9 月27日		15時 46分	議 長	酒 井 恵 明		
応（不応）	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	1 番	大 山 勝 代		出	9 番	大 山 軍 太		出
	2 番	重 松 一 徳		出	10番	松 石 信 男		出
	3 番	後 藤 信 八		出	11番	原 三 夫		出
	4 番	鳥 飼 勝 美		出	12番	平 田 通 男		出
	5 番	片 山 一 儀		出	13番	池 田 実		出
	6 番	品 川 義 則		出	14番	酒 井 恵 明		出
	8 番	林 博 文		出				
	会 議 録 署 名 議 員		6 番	品 川 義 則		8 番	林 博 文	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 鶴 田 し の ぶ		(書記) 毛 利 博 司		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企画政策課長 財 政 課 長	小 森 純 一 松 隈 亞旗人 平 野 勉 小 野 龍 雄 岩 坂 唯 宜 安 永 靖 文		税務住民課長 健康福祉課長 こども課長 農林環境課長 まちづくり推進課長 教育学習課長		重 松 俊 彦 眞 島 敏 明 内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 大久保 敏 幸 毛 利 俊 治		
議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第 1		総務常任委員長報告（付託議案第47、49、54号議案）
日程第 2		文教厚生常任委員長報告（付託議案第48、49、50、51、52、54、55、56、57号議案）
日程第 3		産業環境常任委員長報告（付託議案第49、53、54、58号議案）
日程第 4		基山町まちづくり基本条例特別委員長報告（付託議案平成21年第42号議案）
日程第 5		総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告（付託議案第37号議案）
日程第 6	意見書案第 1 号	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
日程第 7	意見書案第 2 号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書
日程第 8		所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会）
日程第 9		議員派遣の件

～午後1時33分 開議～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1～5 総務常任委員長報告～総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告

○議長（酒井恵明君）

日程第1．総務常任委員長報告、日程第2．文教厚生常任委員長報告、日程第3．産業環境常任委員長報告、日程第4．基山町まちづくり基本条例特別委員長報告、日程第5．総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告等を一括議題とします。

まず初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原三夫総務常任委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

それでは、総務常任委員会審査報告をいたします。

第47号議案 基山町税条例の一部改正について

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分
（歳入全般、歳出2款、7款、9款、12款、13款、14款）

本委員会は、9月16日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決、承認すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第47号議案、第49号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第47号議案 基山町税条例の一部改正について

今回の改正の主な内容についてただしたところ、個人住民税に係る扶養親族申告の義務化、たばこ消費税の増税、非課税口座内上場株式譲渡に係る所得計算の特例が主な点であります。

扶養親族の申告に関しては、子ども手当の創設と高校無償化に伴い、平成23年1月1日より個人住民税の16歳未満の330千円の扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の上乗せ分120千円の扶養控除の廃止であり、これに伴って扶養親族申告の義務化を行うものであります。これにより、子ども手当及び高校無償化の対象世帯は住民税が増税となります。

たばこ消費税については、平成22年10月1日より増税するものであり、1,000本当たりの税金が、国では4,372円を6,122円に増税し、県は1,074円を1,504円に増税し、町は3,298円を4,618円に増税するものであるとの説明を受けました。

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分
（歳入全般、歳出2款、7款、9款、12款、13款、14款）

（歳 入）

1 款 1 項 1 目

個人町民税現年課税分の所得割額47,316千円の減額補正について、その理由と内容をただしたところ、当初予算の積算は昨年11月にしたものであり、その後確定申告の結果により額が確定したところ、見込みより所得が少なかったとの説明を受けました。

(歳 出)

1 款 1 項 1 目

個人町民税現年課税分の所得割額47,316千円の減額補正について、その理由と内容をただしたところ、当初予算の積算は昨年11月にしたものであり、その後確定申告の結果により額が確定したところ、見込みより所得が少なかったとの説明を受けました。

済いません。歳入ですね。間違っておりました。歳入。一緒でございます、はい。47,316千円については、歳入歳出ともに一緒でございます。

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳入全般、歳出 1 款、2 款、5 款、7 款、9 款、12款、13款、14款)

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、報告をいたします。

記

1 . 認定する。

2 . 留意事項

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳入全般、歳出 1 款、2 款、5 款、7 款、9 款、12款、13款、14款)

(歳 入)

1 款

町税の不納欠損額3,543,479円の内訳についてただしたところ、地方税法第15条の規定に基づいて処理したものであり、本人死亡が6件、財産なしが27件、生活困窮が2件、行方不明が10件、交付要求配当なしが4件であるとの説明を受けました。徴収の努力は認められますが、不納欠損にならないようさらなる努力をされるよう要望いたしました。

12款 1 項 4 目

住宅使用料の収入未済額が3,656,422円に増加しており、保証人に係る徴収状況についてただしたところ、3カ月滞納した場合、呼び出しをし、そこで入金がない場合は保証人に支払ってもらっている。例年、収入未済額は次年度中に徴収しており、今後も100%徴収に向け努力するとの説明を受けました。

15款 1 項 1 目

普通財産貸付収入475,500円の内容についてただしたところ、園部団地と本桜団地のガス基地及び長野原集会所等の敷地であるとの説明を受けました。

20款 1 項 4 目

臨時財政対策債の残高と償還の状況についてただしたところ、平成21年度末の残高は

2,022,066,721円で、元利償還は145,781,702円となっている。国の地方交付税算定において基準財政需要額に算入される額は114,478千円であると説明を受けました。

（歳 出）

2 款 1 項 5 目18節

備品購入費の157千円の予備費充用の状況と467,500円の不用額の発生についてただしたところ、庁用備品の内容は、現年度分がプリウス2台と消防用バッテリー、繰越明許はインサイト1台分である。予備費充用は消防用バッテリーの分であり、不用額はプリウスで334千円、インサイトで133千円となっているとの説明を受けました。

2 款 1 項10目25節

まちづくり基金積立金2,001,554円について、この基金はためるばかりでなく積極的な活用が求められることから、その活用状況をただしたところ、今回は4団体にふやして助成をしているとのこと。現在、町民団体がまちづくり事業を提案して助成を受けられる唯一の基金となっており、広報等を利用してもっとアピールするよう要望いたしました。

12款 1 項

公債費の不用額501,366円の内容についてただしたところ、一時借入金は資金不足の際に一時的に借り入れるものであり、その利子を計上していたが、一時借入金をする必要がなかったため利子分の不用額になったとの説明を受けました。

歳出合計

歳出全体で不用額が128,862,567円となっており、予算現額の2.2%である。3月に減額補正をしているのになお多額の不用額が発生する理由についてただしたところ、不用額は故意に出したのではなく、工事や委託では契約が済んでも工期内には変更の可能性があるため、竣工検査までは減額補正できない。また、予防接種などは住民がいつ何人受けるのか予想できないので予算を減額補正できないなど、不用額を0にするのは難しいとの説明を受けました。不用額は執行部の経費削減などの努力の結果でもあります。今後ほかの事業に使える予算とするためにも、不用額を減らすよう要望をいたしました。

以上……

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）続

大変申しわけございませんでした。訂正をさせていただきます。

先ほど、補正予算のほうで、第49号議案ですか、この中で歳入と歳出を申し上げましたが、歳出のほうの1款1項1目は、これは取り消させて、抹消させていただきます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

今の報告に対してですか。（「いや、総務常任委員会でまとめた内容とちょっと違うと思

うんですけど」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。（「肝心なやつが抜けとつですよ」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

～午後 1 時45分 休憩～

～午後 1 時56分 再開～

○議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。

総務常任委員長の再審査報告を求めます。原三夫総務常任委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

大変貴重な時間を割きまして、皆様方には大変申しわけなく思っております。

先ほど、第49号議案の平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分の歳出の件についてでございますけど、大変なミスを犯しておりました。そこで、歳出について委員会の報告を改めて、再度ここで申し上げたいと報告をいたします。

（歳 出）

2 款 1 項 5 目11節

修繕料5,396千円の内容についてただしたところ、このうち2,520千円は旧内山建設の社屋の修理であり、屋根の雨漏りの修繕を行うとのこととあります。とりあえず、まず電気の供給を受ける必要があるとの説明を受けました。

9 款 1 項 2 目19節

消防施設整備補助金2,609千円についてただしたところ、施設整備補助金については、他団体等の資料も集めて基準等を含んだたたき台をつくり、議論したいとの説明を受けました。今後は、古い基準を見直し、新しい基準に沿った補助を検討するよう要望いたしました。

それから次に、第54号議案に……

○議長（酒井恵明君）

もう終わった。

○総務常任委員長（原 三夫君）続

済いません。先ほど終わっておりました。どうも済いません。

これをもちまして総務常任委員会の審査報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

(歳出3款、4款1項1目、10款、13款)

第50号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第51号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算(第1号)

第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

本委員会は、9月16日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第48号議案、第49号議案、第50号議案、第52号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

当委員会は、条例改正「身体虚弱で育成事業にたえない者」の文面の削除、待機児童の解消、指導員の集金の責任、主任指導員の設置と労働条件の向上について指摘をしておりましたが、前向きに検討し、改善したとの説明を受けました。今後は、人を育てる職業として専門職的な賃金の取り扱いをされるよう要望いたしました。

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算(第4号)中付託分

(歳出3款、4款1項1目、10款、13款)

(歳出)

3款1項1目28節

国民健康保険特別会計繰出金については、繰出金の性質上、当初予算段階から全額予算計上を行うよう要望いたしました。

10款2項3目8節

スクールカウンセラー謝金について、平成21年度にスクールアドバイザーからスクールカウンセラーへ名称変更しているが、事業内容は変更がないとの説明を受けました。

13款2項1目23節

国県支出金返納金の内訳について説明を受けました。内容につきましては、一覧表にそこに提示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、文教厚生関係の合計額として、交付済み額108,677千円、交付決定額99,692千円、返納金額8,985千円になっております。

なお、がん検診の助成金については、受診を奨励して返納がないように努めることを要望いたしました。

第53号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(歳入)

1款

国保税の更正66,805千円について、課税額の確定により更正をし、あわせて収納率を変更しているとの説明を受けました。収納率について抜本的な対策を考えるよう要望いたしまし

た。

(歳出)

8款2項2目13節

健康診断委託料685千円の追加については受診者の増によるもので、各健康診断の追加は以下のとおりであります。

人間ドック8名、256千円、オプション前立腺2名、3,800円、脳ドック10名、425千円との説明を受けました。

第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、補正予算については特記することはありませんが、後期高齢者医療制度については、平成25年3月31日で終わり、平成25年4月1日から制度変更が行われる見込みであるとの説明を受けました。

次に、21年度の決算の認定について報告をいたします。

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳出3款、4款1項1目・2目・4目、10款、13款2項)

第55号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第56号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第57号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、各議員の認定をお願いしたいと思います。

記

1. 認定する。

2. 留意事項

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳出3款、4款1項1目・2目・4目、10款、13款2項)

(歳出)

3款1項1目19節

現在、民生委員の定数は34人で、うち主任児童員2人が活動をしている。今後、高齢化社会が進み、ますます民生委員の活動が必要とされ、負担が大きくなると思われるので、定数見直しを含め、十分検討されるよう要望いたしました。

3款1項1目28節

国民健康保険特別会計繰出金の不用額2,902,348円についていただきましたところ、出産育児一時金、当初26人で計上し、16人の出生数で一時金420千円の3分の2を繰り出し、10人分が不用額となったとの説明を受けました。

3款1項2目20節

敬老祝い金5,360千円について内訳をただしましたところ、70歳、10千円、180人、77歳、

10千円、142人、88歳、20千円、51人、90歳、20千円、31人、99歳、30千円、5人、100歳以上、50千円、7人の支給内訳で、なお100歳以上につきましては毎年50千円支給されるとの説明を受けました。

10款5項3目

学校給食センターの管理状況について説明を受けました。その中で、地産地消については、米、野菜等の確保には生産体制から考えないと地産地消は難しいのではないかと、今後十分検討するよう要望いたしました。

第55号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

国民健康保険の運営については、県内他市町と比較し、国保税額が高く、収納率も低下の傾向にあり、財政運営そのものに赤信号が点滅している状況下にあると認識をいたしました。今後、町内に国保問題プロジェクトチームを設置し、町民有識者の知識を取り入れ、積極的に検討を進めるべきであるとの要望をいたしました。

以上、当委員会で審議、決定しましたことにつきまして、議員各位におかれましては十分審議をされ、御承認いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山軍太産業環境常任委員長。

○産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳出2款1項5目・6目、4款1項3目、4款2項、6款、8款、11款、13款）

第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月16日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第49号議案、第53号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）中付託分

（歳出2款1項5目・6目、4款1項3目、4款2項、6款、8款、11款、13款）

（歳出）

2款1項5目11節

修繕料5,396千円についてただしたところ、5,396千円のうち233千円が基山駅前駐車場の白線の引き直しと看板の修繕であるとの説明を受けた。委員会としては、送迎用の無料駐車場に長時間駐車が目立つため、注意を促す看板を設置されるよう要望した。

4款1項3目8節

講師謝礼等についてただしたところ、平成22年10月24日にプレイベント、3R推進セミナーを町民会館小ホールで開催し、セミナー、マイエコバッグ及び牛乳パックでのいすづくりを行うためのものであるとの説明を受けた。

6款2項2目17節

用地購入費293千円についてただしたところ、森林基幹道九千部山横断線259.73㎡の山林と林道寺谷線の田161㎡及び山林の59㎡を購入するためのものである。また、森林基幹道九千部山横断線の全線開通予定は現在平成26年度となっているが、佐賀県からの移管については、基山町分の手直し工事が未完成であるため未定であるとの説明を受けた。

8款2項1目15節

工事請負費19,554千円についてただしたところ、主な工事については、道路の雨水排水をよくするために町道宿藤川線道路排水改良工事等を予定しているとの説明を受けた。

第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

（歳出）

2款1項1目19節

宝満川流域下水道負担金1,718千円についてただしたところ、平成21年度末にJR鹿児島本線と国道3号線を横断する接続工事をした関係で、基山駅西部分を流せるようになり、月1,060・、135円、・当たりの流入量の増加によるものであるとの説明を受けた。

続きまして決算審査報告をいたします。

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

（歳出2款1項5目・6目・7目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款）

第58号議案 平成21年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定したから報告します。

記

1．認定する。

2．留意事項

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

（歳出2款1項5目・6目・7目、3款1項5目、4款、6款、8款、11款）

（歳出）

4款2項2目19節

広域ごみ処理施設運営費負担金142,931千円に関連して、施設の委託業者の契約期間等についてただしたところ、今年度末までで3年間の委託期間が切れるため、現在、来年度以降の包括契約について、関係市町で構成する部課長及び幹事会で仕様書、契約書等の関係書類を検討しているとの説明を受けた。

6款1項3目13節

有害鳥獣駆除委託料250千円について捕獲実績をただしたところ、イノシシ24頭、カラス

32羽、ハト42羽、キジバト1羽であるとの説明を受けた。委員会としては、農産物等への影響がふえているため、捕獲方法を検討するように要望した。

8 款 2 項 2 目13節

本桜城の上線道路改良測量設計業務委託料4,221千円について、今後の事業予定についてただしたところ、今年度予算では実施設計までを行い、来年度から用地買収の予定で、地域活力基盤創造交付金に関しては今後県と十分協議していくとの説明を受けた。

議員各位におかれましては、当委員会の審査結果について十分審議をしていただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（酒井恵明君）

次に、基山町まちづくり基本条例特別委員長の審査報告を求めます。基山町まちづくり基本条例特別委員長、池田実。

○基山町まちづくり基本条例特別委員長（池田 実君）（登壇）

基山町まちづくり基本条例特別委員会審査報告を申し上げます。

平成21年第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定について

本委員会は、平成21年9月16日付付託を受けました上記の議案に対し、平成21年9月29日から17回の審査を重ねた。その過程において、平成22年6月4日に町長より議案訂正の申し出があり、平成22年6月9日の本会議において許可された。平成22年8月19日に、その訂正後案を慎重に審査を行った結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、審査過程において下記のような委員会としての意見がありましたので、その意味を十分に理解し、対処されるよう求めます。

記

1．まちづくり活動への参加、不参加を理由に差別的な扱いを受けないという条項を入れるべきという意見が多かったが、不参加条項を入れると不参加の理由を正当化することにつながるという説明を受け、今後の検討課題とした。参加、不参加による差別はあってはならないという基本原理に従い、今後の検討を要望する。

2．9月から施行日の4月まで非常に期間が短い。町職員はもとより地区や区長、区長代理等に対し、担当課による徹底した研修、説明を行い、行政事務の停滞を招かないような体制がつくられるよう強く要望する。

以上、報告を終わります。（「議長、今の委員長の報告に対して質問です。今のこの内容です」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今、委員長報告されましたけど、ちょっと私、今見て、あれと思ったんですけど、6月4

日に町長より議案訂正の申し出がありということで、最後に、結果、原案を可決すべきと記載されておりますけど、これは訂正案を可決すべきものと決定するというふうに書くべきではないでしょうか、原案ではなくて、訂正案が出てますから。その辺は、訂正案を可決すべきというふうに私ちょっと思ったんですけど、するべきじゃないでしょうかと思って。

○議長（酒井恵明君）

池田実まちづくり基本条例特別委員長。

○基山町まちづくり基本条例特別委員長（池田 実君）

訂正原案の意味でございまして、ちょっと苦しいんですが、訂正案のほうに修正をさせていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

恐れ入ります。ここ登壇して。

○基山町まちづくり基本条例特別委員長（池田 実君）（登壇）

答弁を申し上げます。

もともとの原案は既に消えてますんで、訂正案が原案だというふうに解釈をして原案というふうに申し上げております。

○議長（酒井恵明君）

次に、総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長の審査報告を求めます。原三夫連合審査委員長。

○総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長（原 三夫君）（登壇）

それでは、連合審査会審査報告をいたします。

第37号議案 第3次基山町国土利用計画について

本委員会は、6月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第37号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第1次から第3次までの国土利用計画書の委託先、内訳及び委託料についてただしましたところ、第1次は委託していないとのことであります。第2次の委託業者はパスコであります。一般財源の委託料は3,150千円。第3次の委託業者はグローバルライフサポートで、一般財源の委託料は2,730千円であるとの説明を受けました。今後は、業者委託でなく職員で作成するよう要望をいたしました。

第2章、土地利用の課題の中の(1)の農用地、森林等の自然環境の保全の農用地の保全、営農環境の維持の中で、中山間部の耕作放棄地について、農業的土地利用の促進のほか、他の土地利用を可能とする農業振興地域、農用地区域の見直しが必要とありますが、その内容をただしたところ、平成21年度に農地法の改正があり、農地の減少を防止する目的で農地の

集約等を進めることになっており、農業を守る地域は守り、全体的なバランスの中で緩和できる部分については見直しも一つの選択肢であるとの説明を受けました。

(3)のＪＲ基山駅周辺の中心市街地の活性化についてでございますが、ＪＲ基山駅周辺の中心市街地活性化については都市計画制度の見直しが必要であるが、その内容をただしたところ、人口の減少、少子・高齢化が進み、ひとり暮らしや老老夫婦など買い物ができなくなっている。例えば、中心地の容積率の見直しにより高度化を図るとの説明を受けた。

第３章、町土地利用に関する基本構想の町土地利用の基本方針の中での周辺市と連携した広域都市構造の展開については、本町は鳥栖市、小都市、筑紫野市に隣接しており、開発には近隣市との意見交換が必要であり、調整はしているのかとただしたところ、直接的な調整は行っていないが、開発のときは関連が出てくるのでつながりは進めていくとの説明を受けました。

４の利用区分別の町土地利用の基本方向の道路の中での基本方向については、都市計画道路日渡長野線、塚原長谷川線及びけやき台内幹線道路などの道路網についてただしたところ、総合計画にも検討すると上げており、その関係で本計画にも上げているが、時期や金額についての検討はまだやっていないとのこと。日渡長野線は国道３号線への接続を含めた延伸を検討し、塚原長谷川線は弥生が丘につなぐよう検討する。どちらが優先するというものではない。けやき台の道路は実施計画にも上げており、本来、道路は他の道路とつながるべきものであることから、その分は検討するとの説明を受けました。

４番、利用区分別の町土地利用の基本方向、(5)の宅地の現状の課題についてですが、町が保有する土地については言及されていない。役場跡地、中央公民館跡地の活用についても言及すべきではないかとただしたところ、言及はしていないものの、有効利用については協議は行っているとの説明を受けました。

第４章、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、１、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標について、道路に２ha農地転用される計画だが、具体的な箇所をただしたところ、都市計画道路日渡長野線、都市計画道路の黒谷線、町道城戸１号線、町道神の浦城の上線であるとの説明を受けました。

２の地域別の概要、その地域の土地利用の方向についてでございます。今後、線引きの見直しができるのかどうかただしたところ、現在の枠を何もしないで拡大するのは市街化区域内の残存農地の関係で難しい。地区計画による開発を行い、最終的には市街化区域に編入する方法があるとの説明を受けました。

２の地域別の概要の地域３での土地利用の方向の中で、黒谷線の計画についてただしたところ、町として計画はあり、整備する方向であるとの説明を受けました。

議員各位におかれましては、連合審査会の審査報告どおり賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

以上で各委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

ここで2時45分まで休憩いたします。

～午後2時33分 休憩～

～午後2時44分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより討論、採決を行います。

第47号議案 基山町税条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第47号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第47号議案 基山町税条例の一部改正については原案どおり可決いたしました。

第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第48号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正については原案どおり可決いたしました。

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。松石議員。まず、反対討論から行います。

○10番（松石信男君）（登壇）

松石信男でございます。

第49号議案 平成22年度一般会計補正予算に対する反対討論を簡単に行いたいと思います。

まず最初にお断りしとしますが、私は補正予算のすべてに反対するものではありません。例えば、町民の要望を反映した神の浦と園部団地の町営住宅の貯水槽の解体工事や、学童保育の身体虚弱で育成事業にたえない者とある条文の削除、主任指導員への主任手当の新設な

どには評価するものであります。また、当然のことではありますが、ことし7月の大雨による林道施設災害復旧費、第4部消防格納庫に対する補助、防災行政無線移設工事や町道の維持補修のための追加補正などの予算には、私は反対するものではないということを申し上げておきます。

しかし、その一方で、もっと町民の皆さんが求めている予算にしてほしかった点や問題点もあるわけでございます。補正予算は一括しての採決でございますので、賛成できない理由を幾つか申し上げたいと思います。

私は、今、町民の皆さんの暮らしや町内の中小零細企業の経営は大変厳しいものがあると思っています。今、町政に求められているのは、町民の暮らし第一の予算編成であると思っています。そういう点で、今回の補正予算をどのように見たらいいのかであります。

今回、提案された補正予算は191,120千円であります。歳入では、主なものとして3月の確定申告による町税の収入減が32,280千円ですが、一方、収入増としては、地方交付税の確定により264,520千円、地方交付税の代替財源としての臨時財政対策債が117,660千円、そして平成21年度決算による繰越金が100,300千円、合計で482,490千円の収入増となっております。収入の増減を差し引きますと約450,000千円もの一般財源、基山町が自由に使えるお金でございますが、ふえたこととなります。ところが、そのふえたお金を、財政調整基金に85,000千円、公共施設整備基金に210,000千円の合計295,000千円を繰り戻し、財政調整基金に1億円の積み立てで、合計の395,000千円が貯金に回されております。

町長、私は貯金はするなとは申しません。自治法による基金積み立てもあり、必要な貯蓄もあるわけでありまして。節約したり、使ったお金が余ったり、町民の暮らしに今すぐ充てる必要なサービス、事業がもしもないとするならば、将来に備え、貯蓄に回すことも必要だと思っています。しかし、個人町民税の収入見込み額が予定より47,320千円も少なかった事実にも示されておりますように、町民の暮らしの現実、所得が減少し、先行き不安の中にあると思うわけでございます。

議案審議の中で同僚議員から、町長の政策予算がない、9月議会で政策予算を出すべきだとの意見が出ました。私も全く同意見であります。また、町長は、私や同僚議員の質問に対して、貯金ばかりではない、収支のバランスをとって住民サービスはやることはやる、基山小学校改築も終わって次にやることは何か、福祉や教育、人口増対策に取り組んでいくとまちづくりへの決意を表明をされました。だとするならば、今回ふえた約450,000千円の一般財源のうち約4億円ものお金を貯蓄に回すのではなく、その一部を、町長のマニフェストにあるすぐに行う重要施策の人口減少、少子・高齢化対策としての乳幼児医療費の充実に充てたり、この間の一般質問の中などで同僚議員からたびたび提案されております使い勝手のいい循環バスの問題や、さまざまな町民の皆さんの暮らしの要望にこたえる補正予算にすべきではないでしょうか。そして、町民の中でさまざまな意見が出され、95,000千円もの町税を投入しました旧内山建設の跡地利用を町民の皆さんとともに考えていく協働のまちづくり

として、社屋の修繕が終われば一般公開を行い、まちづくりの意見を求めるべきではないでしょうか。

私は、町長並びに執行部の皆さんに、今後の町政運営の中でそのような予算執行をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（酒井恵明君）

松石信男議員の反対討論が行われましたが、賛成討論される方。重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。

賛成討論をする予定にはしていませんでしたけども、今、松石議員の反対討論を聞きながら、それでいいのかなというのも考えまして、逆接的な形になりますけども賛成討論をさせていただきます。

今言われましたように、確かに今回の補正、歳入で地方交付税が264,520千円あると。これは、国のベースで1兆1千億円の地方交付税の増に伴う、まさしく国からの地方交付税であります。また、繰越金が100,300千円ある、これは町が節約をして、そしてつくった財源でもあるわけです。臨時財政特例債が117,660千円あると言いますけども、これはまさしく借金であります。繰越金、合計294,590千円あるというふうに言われております。しかし、今回補正予算総額で191,110千円の追加になっておりますけども、基山町の財政は本当にこれでまうのかなというのがあります。

私は、補正予算はなるべく組まないほうがいいのかなというのもあります。ただ、どうしても緊急の災害復旧または緊急経済対策、地域活性化対策、そして当初予算への肉づけ的な予算は十分あるだろうというふうに思います。しかし、今回、先ほど財政の長期計画についても説明を受けましたけども、基山町の財政を見るときに、本当にこういうふうな今のやり方でいいのかなというのをやっぱり私自身考えます。先ほど、循環バスの話がされました。また、旧内山建設の跡地の話もされました。私は、こういう問題含めて、すべてこれは当初予算の中で議論して、当初予算に組み込むべきものなんだというふうに思っています。補正予算の中で議論も不十分なままで、やっぱり予算は組むべきではないというふうに思います。

今、まちづくり基本条例後、制定という問題も後からまた審議されるだろうというふうに思いますけども、本当にまちづくりを進めていく中では町民の意見をどのように聞くのかと。もう一つは、町が持っております情報をどれだけ町民に開示するのかと。その中で今後の基山町の将来を考えて、そしてまちづくり予算も決めていくというふうにしなければ、その時々、ただ単に貯金があったから、金がふえたからということで、私は大きくずれるのはおかしいのかなというふうに思っております。

今回、補正予算を組む中で、公共施設の整備基金が1,110,600千円になるとの説明も受けました。また、これもどのように有効に活用していくのかというのは今後十分議論をしなければなりませんけども、そういういろんな町民の要望を受ける中で、23年度当初予算にこれ

を組み入れていくという方向で行うべきというふうに思っております。そういう意味におきましては、今回の補正予算については私自身不十分な点もあろうかというふうにも思いますけれども、賛成をしたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第49号議案を採決いたします。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）を原案どおり可決いたしました。

第50号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第50号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第50号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり可決いたしました。

第51号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第51号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第51号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算

(第1号)は原案どおり可決しました。

第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わり、第52号議案を採決いたします。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案どおり可決しました。

第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終わり、第53号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)は原案どおり可決しました。

平成21年第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定についての討論を行います。ございませんか。まず、反対討論。まちづくり基本条例ですよ。

議長は平成21年第42号議案を告げておりますので、これから行きます。まちづくり基本条例の制定についての討論を行います。原三夫議員。

○11番(原 三夫君)(登壇)

11番議員の原三夫でございます。

私は、基山町まちづくり基本条例についての反対討論を行います。

基山町が行ってきた個々の事業においては、ほとんどが行政主導型で行われ、住民の考えや要望が町の施策に十分に反映されてこなかったことは否定できないと思っております。その結果として、住民の行政に対する不満がたまり、行政と住民の信頼関係が損なわれてきたことだと思っております。信頼関係が損なわれたもう一つの点としましては、住民の代表である議会が議会としての責任を果たしてきたのかと問われていると思っております。そのような過去の経緯から考えれば、町長から提案されております基山町まちづくり基本条例は、住民との信頼関係が回復される可能性が期待できると思っております。しかし、私は以下

の観点から反対をいたします。

第1点は、基山町まちづくり基本条例を本町のまちづくりの最高規範とうたわれていますが、町の他の条例、規則等との整合性が示されていないこと。この件については、私はこの条例提案と同時に出すのが当然であると思っております。

2点目、まちづくり条例が町民の日常生活や町の活性化にどのような効果、影響があるのか明確にされていないこと。また、条例に対する町民のほとんどが理解されていないこと。それにも増して職員に至っても十分な理解がされていないなど、行政側に総合的な面から判断して受け入れる体制が本当に万全なのか見えてこないこと。これらの問題点につきまして、私の今回の一般質問に対しまして、町長は条例施行予定の平成23年4月1日までに解決するとの御答弁でありましたが、施行日までわずか6カ月で本当に解決できるのか疑問であります。したがって、施行日を1年ぐらい延期し、体験猶予期間なるものを提案いたしました。その必要はないとのことでありました。

3点目、まちづくり基本条例特別委員会の中で理念型指針にすべきとの意見が多かったわけですが、町長提案の議案ということで理念型が保留となった経緯があります。また、基山町まちづくり基本条例委員会委員長報告にも先ほどありましたとおり、まちづくり活動への参加、不参加を理由に差別的な扱いを受けないという条項を入れるべきとの意見が多かったが、不参加条項を入れると不参加の理由を正当化することにつながるのと行政側の判断で検討課題となったことであります。総合的に見ても、この条例は町民の権利よりも責務や役割がうたわれており、町民にとっては重圧感を感じさせることは否定できないと思っております。

4点目、現在基山町には個人、団体のボランティア活動が行われております。これは、アダプトプログラム実施要綱があります。これには多くの方が現在参加されて活動しておられます。私は、このすばらしい事業を住民の方にもっと幅広く周知していただき、参加される中で住民の意識の向上を図り、今回のまちづくり条例につなげていくことが賢明な方法ではないかと考えております。

第5点目、現在、少子・高齢化が進む中、地域コミュニティの崩壊が危惧されているとともに個々人のコミュニケーションも薄れている時代であり、いろんな分野においても崩壊の一途を呈しております。そのような状況下で協働のまちづくりをやっていくことは、例えて、あえて言うならば、荒れてきている海に向かって船出するようなものであると思います。しかし、逆な考え方によっては、そんな状況だからこそ協働のまちづくりが必要であるとの考え方も十分理解をしております。でも、そこには、まず職員が相当の覚悟と勇気を持って、町民の多様な意見、考え方をまとめていく能力の向上が不可欠であると思われる。

6点目、また、この事業はふるさと雇用再生基金事業を活用したものでありますが、平成21年度から平成23年度で総額約18,000千円の事業でございます。本当にその事業の目的を最大限満たしているのか疑問であります。

7点目、平成21年度に協働のまちづくりの地区説明会が実施されました。この件について、なぜ職員が説明しないのかとの批判がっております。22年度事業は熊本県内の業者に委託が決定されておられるようですが、その事業内容には、協働のまちづくりに対する町民の理解度は厳しいと判断されているにもかかわらず、その対策が計画されていないなど、前回の問題点が改善されていないこと。協働のまちづくりの理念は何なのか、合理性、一貫性をあえて問いただしたいと思います。

8点目、執行部側から常々聞く言葉でございますが、住民の多様化、高度化する要望に対応することが困難な状況であるということでございますが、ではまちづくり条例を施行すれば解決できると思われておるのか。私には全く理解できません。いま一度、協働のまちづくりの原点を見詰め直すには、机上論ではなく、住民の中へ入っていき、現場の声を聞くことが最も大切なことではないだろうかと思っております。

以上をもって反対討論終わります。議員の皆様には賢明な御判断をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

原三夫議員の反対討論がございましたが、賛成討論される方。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

5番議員の片山です。

今、原議員から反対討論がありましたが、非常に、基本条例というか、協働のまちづくりというか、まちづくり大変難しいんだろうなと。私は、基山町まちづくり基本条例賛成する立場で討論をいたします。

地域主権確立型の社会を目指して、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されました。平成21年11月17日に地域主権戦略会議が閣議決定をされ、動き出しております。これらは、国家あるいは地方自治体にNPM理論、ニュー・パブリック・マネジメント・セオリーというか、あるいはPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブが導入され、PFI法が平成11年9月に施行されました。また、地方自治法の改正で指定管理者制度が可能になりました。このように大きく時代が変わり、変遷をしております。このような時代趨勢、時代背景をもとに、基山町は約2年の歳月をかけて基山町まちづくり基本条例を議会に上程されました。このことはまさに当を得た、時宜を得た素晴らしいことと言えましょう。

しかしながら、原議員からも指摘がございましたように、私も一般質問でしましたように、本条例は学問的に、また立法上の不備がたくさんあります。特にまちづくりの概念、すなわちまちづくりを道路整備や、アダプトプログラムと言われましたが、そういう樹木の整備や道路清掃と考えるのか、あるいは自治そのものとするのか、あいまいのままであります。まちづくりとは自治そのものだとは私は考えております。したがって、それに通勤者、通学者等を、住民以外を含めて町民と定義することに私は疑義を持っております。また、本条例は当初、協働のまちづくり基本条例ということで出発したんですが、協働の意味が不明確、い

ろい議論がありまして協働という語を削除した経緯もあり、この基本条例は非常にわけのわからないものになってきております。そういう実態ですかね。またさらに、同僚議員の話からも、今の反対議論にもありましたが、住民も行政も本条例を受け入れる態勢ができてないという意見が聞かれます。これはもっともな危惧だと思います。

しかしながら、現在は、ガバメント、すなわち統治からガバナンス、住民参加型の自治に自治の手法が変換する時期であります。また、変換せざるを得ないし、変換する必要があります。住民がより満足できる住民参加型の自治に自治手法が変換していかなければいけない。こういう手法を住民も行政も学ぶためにも、本条例の一刻も早い施行が望まれます。非常にわかりづらいゆえに、早くスタートし、船出し、試行錯誤しながらでも新しい行政手法を基山町が取り入れていかないと、基山町のこれからの発展はないし、明るさはない。試行錯誤しながらでも住民、行政もともに学び、ガバナンスの趣旨を発展させなきゃならないと考えるわけであります。

したがって、本条例は一刻も早く船出させ、施行させることが大事であると私は考えております。基山町の発展のために本条例を可決していただくことを、その必要性、妥当性を皆様をお願いをして、賛成討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

ほかに討論される方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

平成21年第42号議案を採決します。本案を基山町まちづくり条例特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、平成21年第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定については原案どおり可決しました。

第37号議案 第3次国土利用計画についての討論を行います。

まず、反対討論から行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

基山町第3次国土利用計画については、反対する立場で討論をさせていただきます。

これは、先ほど委員長報告がありましたが、みずからつくることを要望すると、こういうふうな締めくくりがありました。私は、反対の第1の理由、地方自治とは自治体の問題をみずから求め、その対策を計画、実施して、住民の福祉の増進を図ることにある、こう考えてます。これは地方自治法の第1条2項にも明記されてるところであります。しかるに、本計画は約2,700千円でコンサルに発注して計画を作成しました。しかし、その計画は、議会に最

終説明の後に議員の一言で修正するというお粗末なものであった。町長は、一般質問の答弁で、全員協議会の意見をお聞きした上でいろいろ検討した結果、足りないことがあったので、より充実した計画になると判断し、新たな文言を加えたと、このように言われましたが、これは計画の不備を認められたことであります。つくられた計画の不備ですね。

また、これは今回ではありませんが、町長は過去にコンサルの活用を容認すると発言をされました。みずからがつくる力がないことを披瀝されました。しかし、私は、現在の行政の職員力をもってすればつukれないことはないし、つくらなければならないと考えております。人にできることが、コンサルにできることが基山町にできないというわけではないじゃないですか。そういう気概を持っていただきたい。この計画は、庁内審議を終わり、それから審査委員会の審査を経て全員協議会で説明した後に、いまだ不十分であったと認めるようなものしかつくらなかつたんですね。コンサルで預けたものだってその程度じゃないですか。基山町職員の方にできるのです。やらなければいけない。それは基山町の職員の使命なんですね。みずからなさねばならないことを貴重な税金を使ってコンサルに任せるという、このような悪弊を遮断し、是正し、基山町の行政手法の刷新、強化を図るために反対をします。議会の皆様方はぜひお考えいただきたいと思います。このようになったのは、先ほど原議員の中でも議会の責任をちょっと触れられておりましたが、議会がこのような手法を容認してきた結果、強い行政が育たなかつた。議会はここで一念奮起して、やはり反対をし、王道を進めるべきではないかと私は考えております。

反対の第2の理由、全員協議会で全員に説明があつた後、議案として議会に上程したものを、新たに、町内の円滑な移動を確保するためけやき台北部の幹線道路網整備について検討するという文言が挿入されました。担当課長に照会したところ、某議員から申し出があつたので挿入した。議員の申し出を受けないと議会で議決してもらえないからという返事でした。この件については、課長はそんなことないと後で否定をされましたし、町長は、説明がありまして、国土計画を変えたことと口ききのことを一緒にするのはおかしいことになる。抜けていたから、あるいは抜けていたと考えたから修正したと。だれが言ったからどうのではない、修正はあり得る、口ききではない、そんなことには左右されないと答弁で糊塗をされております。しかしながら、その思考過程と思考法は同じじゃないでしょうか。

議会のレベルが行政のレベルという言葉があります。議会が論理的に行政をただす。このような慣習、慣例を是正し、基山町行政の手法の刷新、強い行政の育成を図ることが必要です。そのためにも、あえて本議案には反対すべきだということで私は討論にいたしました。ひとつよろしく御賢察をください。

以上で終わります。

○議長（酒井恵明君）

第37号議案に対する反対討論がございました。賛成討論される方。重松一徳議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。第3次国土利用計画について賛成討論をしたいというふうに考えています。

私たちは、本当に狭い日本という限られた土地そして空間に住み、生活をしています。そして、第3次国土利用計画は、基山町という限られた地域の中に対しての社会的、自然的、文化的などのさまざまな条件を考慮し、総合的な長期的視点に立ち、公共の福祉の優先、自然環境の保全を図ることを目的にして策定されていなければなりません。そういう意味においては、先ほど反対討論でもありましたけども、コンサルに委託したという問題、大変不十分な問題があると思いますけども、おおむね賛成できる内容というふうに考えています。

9月議会に上程され、総務・文教厚生・産業環境常任委員会の連合審査会を設置し、7月15日、7月23日に審査する中でさまざまな意見が出ました。内容については、さきの委員長報告にありました。私は、これらの意見を町執行部がどれだけ真摯に聞き、具体的施策として盛り込んでいくのかに基山町の将来がかかっているというふうに考えています。基山町第4次総合計画で将来人口を2万1,000人と予想するフレームから外れることなく、第3次国土利用計画では平成24年に1万8,300人、平成29年に人口を1万9,400人と予想されています。平成13年をピークに基山町の人口が減少している根本原因を、少子・高齢化や労働人口の流出、住宅市街地の成熟化に求めた分析に、各議員からいろんな発言がありました。

例えば道路問題、町道日渡長野線や黒谷線、塚原長谷川線の延伸計画は具体的に内容には全く触れていません。塚原長谷川線においては、農用地の転用計画さえも入っていません。また、先ほど片山議員からは反対討論でも言われましたけども、けやき台内幹線道路の全体的な計画のあり方などには全然具体的な見通しは立っておりません。私は、白坂久保田2号線の認定廃止及び町道三国丸林線への延伸計画については反対をしました。それは、パーク・アンド・ライド事業で駐車場を計画する段階において白坂久保田2号線の延伸計画の説明がなく、駐車場建設終了後に延伸計画が出されたことへの計画のずさんさ、説明不足があり、私は反対しました。

今回、審査途中で追加挿入されましたけやき台北部の幹線道路網整備について検討するという文章は、国道3号線拡幅、鳥栖筑紫野有料道路の無料化が実施された段階においては当然明記される文章だというふうに考えております。先ほど片山議員のほうから、ある議員から話があったから変えたのではないのかと、追加されたのではないのかというふうな話がありました。これに対して企画政策課長は、議員からの話があったから変えたとは申し上げていないと。何度もこれについては明確に発言されております。それをあえて反対理由として取り上げられるならば、具体的に議員名も言われて、どういうふうにその議員が担当課長ないしは町長に言われたというふうなことを申し上げなければ、これは説得力がないと私は思っております。

そういう意味においても、また宅地開発、工場用地の確保は喫緊の課題でもあります。土地利用の転換をスムーズに移行する具体的な方策を示されていないという問題も、実はこの

中にはあるわけです。地区開発があれば町も協力するという消極的な態度ではなく、基山町がリードする中で、自然と調和し、乱開発にならない土地の有効利用の促進が求められているというふうに考えています。これらの問題を克服するためにも、最後の章の最終項に、住民の理解と協力を得て計画の実効性を確保することに、広報等を通じた土地利用についての啓発に努めるという内容を忠実に実行していただきたいというふうに考えています。第3次国土利用計画が絵にかいたもちにならないようお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

第3次基山町国土利用についての反対討論、賛成討論が行われました。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第37号議案を採決しますが、その前に松石信男議員と大山勝代議員から退席の願いがっております。議長は職務放棄をしないように述べておりますが、もう既に退席されたようでございます。

第37号議案を採決します。本案を総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第37号議案 第3次基山町国土利用計画については原案どおり可決しました。

松石信男議員と大山勝代議員を入場催促してください。

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

まず、反対討論。松石信男議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党基山町議団の松石信男でございます。

第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を簡単に行いたいと思います。

最初にお断りしておきますが、私は決算のすべてを認めないわけではありません。幾つかの例を挙げますと、協働のまちづくりに向けた取り組み、ディマンドタクシーの試験運行、精神障害者に対する福祉タクシー券の助成、ひまわり教室の新設及びコスモス教室の改修、75歳以上の方への肺炎球菌ワクチンの助成、基山小学校改築工事、基山中学校体育館の耐震化などは評価するものであります。

しかし、長年続く大型公共事業としての総合公園事業や、町民会館や体育施設への指定管理者制度導入などは評価できません。また、平成21年度は、100年に一度と言われる深刻な

経済危機による景気悪化の中で、町民の暮らしを直接応援する予算編成が求められましたが、乳幼児医療費助成の支給対象年齢の拡大など、町長のマニフェストによる事業が期待されました。しかし、実施されませんでした。

基山町の財政力を判断するための財政諸指数としては、実質収支比率や経常収支比率、財政力指数、公債費比率、実質公債費比率、起債許可制限比率などがありますが、その中で経常収支比率が92.8%というのは、他市町と比較しても財政にゆとりがなく、とりわけ厳しいというわけではありません。また、実質公債費比率も14.4%で、県内10市10町の中で12番目となっており、借金払いで四苦八苦しているわけでもございません。そして、起債に当たって公債費負担適正化計画の策定が義務づけられます18%以上が県内に5市町ありますが、それを下回っており、総務省の許可が要るわけではありません。さらに、25%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられるわけですが、そうでもありません。また、財政力指数は0.727で県内トップクラスであります。さらに、ここ10年間の基金と起債残高ですが、平成12年度末の財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金の3つの合計が1,260,000千円ですが、平成21年度には1,333,000千円にふえております。一方、起債残高については、平成12年の7,320,000千円から6,839,000千円というふうに481,000千円ほど減少しています。

財政が厳しいと言われるなら、貯金が減って借金がふえるはずでございます。事実はその逆になっております。私は、これらのことは執行部の方々のさまざまな努力の結果であるとは認めますが、だからこれをよくできましたと全面的に歓迎するわけにはまいりません。自治体の役割とは、先ほど言われましたように、地方自治法第1条の2項に言う住民の福祉の増進にあります。そういう点から見て疑問が残るところであります。町長はよく、財政が厳しい、不安だと強調されますけれども、厳しい、不安なのは町民の暮らしではないでしょうか。私は、町民の身近な暮らしや子育て支援、高齢者の安全・安心などのためにもっと予算配分ができたのではないかと、このことを指摘させていただきます。

最後に、町長は平成21年度施政運営方針の中で次のように述べられました。これからは福祉、教育、安全などの付加価値をつけた快適空間をつくり出すことです。そんなことで今後予測される財政難、都市間競争の中で生き残っていけるのかとの疑問もありでしょうが、私はむしろそうすることによって基山町らしさ、基山町ブランドとして他との差別化を図ることができ、少し回り道になるかもしれませんが、最終的には末永く生き残るのではないかと考えますと述べられ、そのためには行政の無駄を省き、町民とともにこの基山町をつくり上げたいと、まちづくりに対する町長の決意と展望を町民に語っておられます。このことを最後に御紹介をして、私の本決算に対する反対討論といたします。

○議長（酒井恵明君）

第54号議案に対する松石信男議員の反対討論が終わりました。賛成討論される方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第54号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第54号議案 平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

第55号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第55号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第55号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定といたします。

第56号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第56号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第56号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

第57号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第57号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第57号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

第58号議案 平成21年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第58号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第58号議案 平成21年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第6 意見書案第1号

○議長（酒井恵明君）

日程第6 意見書案第1号 司法修習生の給費制の存続を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第1号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第1号は採択と決しました。

日程第7 意見書案第2号

○議長（酒井恵明君）

日程第7 意見書案第2号 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第2号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第2号は採択と決しました。

日程第8 所管事務等の調査について

○議長（酒井恵明君）

日程第8 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境各常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務等の調査について記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（酒井恵明君）

日程第9．議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして平成22年第3回定例会を閉会いたします。

～午後3時46分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 品 川 義 則

基山町議会議員 林 博 文